

平成30年度 釧路市地域密着型サービス事業者公募要領
(平成30年度整備)

平成30年5月

釧 路 市

1. 公募趣旨

当市では、市民が安心して利用できる地域密着型サービスの基盤整備を計画的に行うこと、また、より良いサービスを行うことができる事業者の指定を行い、サービスの質の確保を図ることを目的に、公募形式での事業者の募集を行ってまいりました。

平成30年度についても、「第7期介護保険事業計画（2018～2020）」に基づいたサービス基盤整備を促進することを目的として、地域密着型サービス事業を運営する事業者を募集いたします。

2. 公募する地域密着型サービス

サービス種別	募集数	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業者	1 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業者	1 事業所

(注) 特定の建物、地域を対象としたサービス提供は不可。

3. 応募資格

- ① 長期的に安定した運営のできる社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、公益法人等の法人であるもの、又は病床を有する診療所を開設しているもの(看護小規模多機能型居宅介護に限る)
- ② 釧路市内に平成30年度中に事業所を置くことができるもの
- ③ 釧路市が行う介護サービス事業所の整備運営法人の過去2回の公募において、事業予定者として選定された法人でないもの
- ④ 介護保険法第78条の2第4項及び以下のいずれかに該当する法人でないもの

【欠格事項】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 公募開始日から事業者決定までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないもの
- (3) 公募開始日を基準として過去2年間において、指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止を受けていないもの
- (4) 当該法人の責めに帰すべき事由により市との委託契約が取り消された日から2年を経過しないもの
- (5) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで若しくは、その執行を受けることがなくなるまでの者又は禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者を代表とする法人
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けたもの
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされているもの
- (9) 当該法人が経営する市内の介護保険事業所（地域密着型サービス）で、過去3年間（平成26年度～平成28年度）に臨時的指導を受け文書指導されたが、定められた期間内で改善がされなかったもの
- (10) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

4. 受付期間

平成30年5月7日（月）～平成30年7月6日（金） 午前8時50分～午後5時20分
（※土・日・祝日を除く）

5. 受付場所

〒 085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所防災庁舎3階
釧路市 福祉部 介護高齢課 介護保険担当

6. 応募方法

本公募への申込みを希望する事業者は、受付期間内に、応募書類を提出してください。
なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 提出書類一覧

	提出書類	内容	様式
1	公募申請書	所定の様式	様式1
2	事業計画書	所定の様式	様式2
3	建物計画図	平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図、日影図等	任意様式
4	事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	任意様式
5	予定地全景がわかる写真	【新築の場合】	任意様式
6	事業所の建物に係る写真	【既存施設を転用する場合】	任意様式
7	法人の概要	所定の様式	様式3
8	法人登記簿謄本	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	
9	法人の定款又は寄附行為の写し	最新のもの	
10	給与規定	最新のもの	
11	就業規則	最新のもの	
12	法人の財務状況に関する書類	直近2箇年度の決算報告書及び決算に関する財務諸表	任意様式
13	申請資格に係る申立書	所定の様式	様式4
14	市税の納税証明書	法人及び代表者の直近の3年分の状況が分かるもの	
15	当該計画に係る3年分の収支計画書	※併設等により他の介護サービス事業又は自主事業（下宿等）を行う計画の場合には、他の介護サービス事業等を含めた収支計画書をする事	任意様式
16	その他、これまでの実績を証するパンフレット・冊子等	最新のもの	

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（副本はコピー可）

※ 提出書類は原則A4版に統一し、A4判ファイル（指定なし）に綴り、提出書類一覧のNo. に対応したインデックスを付けてください。（正本・副本とも）

また、フラットファイル等の表紙・背表紙に、応募する事業名（「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」）および法人名を記載してください。

(3) その他

提出書類に不備があった場合は受け付けられません。また、別紙を使用したり、申請書様式を変更されている場合も受け付けられません。

7. 選定方法

(1) 事業計画案説明（プレゼンテーション）

公募申請書の受付期間終了後、応募事業者には、事業計画案説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

(2) 事業者の選定

評価表（別紙1）に基づき、市の選定委員会において審査し、一定の基準を満たした事業者を下表の方法により決定いたします。その後、「釧路市地域密着型サービス等運営委員会」で各委員から意見を聴取した上で指定事業者を内定します。

なお、選定基準に合致しない場合は、サービスの種類や圏域によって、事業者の選定を行わないこともあります。

選定順番	点数	1者の場合	2者以上の場合
1	90点以上	決定	抽選
2	85点以上（90点以上がない）	決定	抽選
3	75点以上（85点以上がない）	決定	抽選

(3) 選定後の手続き

内定を受けた事業者は、別途「指定申請手引書」に基づき指定事業者の申請を行ってください。

8. 選定結果

選定結果は、応募したすべての事業者に文書より通知します。また、選定された事業者については、市ホームページで公表します。

なお、審査・選考結果に対する異議には応じられません。

9. 質疑および回答

応募に関する質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式6）により、FAX、E-mail 又は書面の持参により、6月29日（金）12時まで提出してください。

質問に対する回答は、7月4日（水）までに、質問者に対してFAX又はE-mailにて行うとともに、ホームページ上に随時掲載します。

10. 補助金について

指定事業者として内定を受け、当該年度中に施設の整備が完了する事業者に対し、その施設整備費及び施設開設準備経費（備品費、人件費等）の一部として交付金を利用した補助金を交付する予定ですが、状況により交付されない場合もありますのでご了承ください。

なお、公募に係る申請の際は、事業計画書中の事業費は補助金を見込まない額にて作成してください。

11. 応募に際しての留意事項

(1) 応募内容の変更禁止

一度提出された書類の内容を変更することは認めません。ただし、市が内容の訂正を求める場合を除きます。

(2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の抹消

募集要項に違反又は著しく逸脱した場合及び募集に際し不正行為を行った場合は、応募を抹消します。

(4) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(5) 書類の追加

選定に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めています。

(6) 書類の複製

提出された申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。

(7) 選定結果に対する異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(8) その他

市が設置した選定委員会等に対して、働きかけ等があった場合には、失格とします。

12. 選定スケジュール

	予定スケジュール
平成30年7月6日（金）17時20分	公募申込書提出期限（厳守）
平成30年7月11日（水）～下旬	プレゼンテーション、審査（書類審査、抽選等）
平成30年7月下旬～8月上旬	選定結果発表（選定結果通知） 選定結果について公表（市ホームページ）

13. 問合せ先

〒 085-8505

釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所防災庁舎3階

釧路市 福祉部 介護高齢課 介護保険担当

担 当： 小綿、栗田、宮原

電 話： 0154-31-4598 （直通）

FAX： 0154-32-2003

E-mail： ka-kaigohoken@city.kushiro.lg.jp

1、事業評価

選考基準	審査項目	配点		
事業実績	市内で介護・医療・福祉事業の実績を有している	(市内で当該サービスを3年以上) 5	(市内で介護・医療・福祉事業を3年以上) 3	
	指定訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所の運営実績を有している	5		
信頼性	法人が経営する市内の介護保険の事業所で、過去3年間(H27年度～H29年度)に臨時的な指導を受け、文書指導事案があった	-15		
	法人が経営する市内の介護保険事業所(地域密着型サービス)で、前年度に「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」の開催要件を満たしていない	-5		
	前年度の市内で運営している介護・医療・福祉事業所の従業員の離職率が高い ※離職者については定年退職者、雇用期間満了者、同一企業内への転出者を除く。	(離職率 10%以上) -1	(離職率 20%以上) -3	(離職率 30%以上) -6
決算状況	過去2年間の単年度決算の状況	(いずれも黒字) 5	(いずれか黒字) 3	
	直近決算が累積黒字	5		
立地条件	当該事業所が連携を予定する地域(町内会等)に同種の他事業所がない	5		
	居住施設(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)が併設されていない	5		
	地域包括ケアシステムにおいて連携が重要となる機関(地域包括支援センター、医療機関)が近隣(半径1キロメートル内)にある	(いずれもある) 5	(いずれかがある) 3	
	地域住民(自治会や町内会など)に対する説明がされている	(説明会を実施) 5	(住民の代表者へ説明) 3	
その他	利用者に配布するケアコール端末に、オペレーターから利用者に対する通報機能や、テレビ電話等の画面上で対話できる機能がある	5		
	事業所の所在する日常生活圏域以外の圏域も事業実施対象地域としている。	5		
	事業の一部を他の訪問介護事業所等に委託することなく、同事業所で全ての事業を実施する。	5		
	使い捨ての手袋等の使用や、事業所に手指を洗浄するための設備を整備するなど、感染の予防対策をしている	5		
		60		

1、事業評価

選考基準	審査項目	配点				
事業実績	市内で介護・医療・福祉事業の実績を有している	(市内で当該サービスを3年以上) 3	(市内で介護・医療・福祉事業を3年以上) 1			
信頼性	法人が経営する市内の介護保険の事業所で、過去3年間(H27年度～H29年度)に臨時的な指導を受け、文書指導事案があった	-15				
	法人が経営する市内の介護保険事業所(地域密着型サービス)で、前年度に「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」の開催要件を満たしていない	-5				
	前年度の市内で運営している介護・医療・福祉事業所の従業員の離職率が高い ※離職者については定年退職者、雇用期間満了者、同一企業内への転出者を除く。	(離職率 10%以上) -1	(離職率 20%以上) -3	(離職率 30%以上) -5		
決算状況	過去2年間の単年度決算の状況	(いずれも黒字) 3	(いずれか黒字) 1			
	直近決算が累積黒字	5				
立地条件	当該事業所が連携を予定する地域(町内会等)に同種の他事業所、又は他法人が運営する地域密着型サービス事業所がない	5				
	協力医療機関が、日常生活圏域内にある ※圏域外でも距離によっては圏域内とみなす	5				
	地域住民(自治会や町内会など)に対する説明がされている	(説明会を実施) 5	(住民の代表者へ説明) 3			
その他	建築基準法第2条に規定する耐火建築物または準耐火建築物である	(耐火) 5	(準耐火) 3			
	宿泊室・トイレ・浴室にナースコール等の緊急通報システムを設置している	(全てに設置) 5	(いずれかに設置) 3			
	トイレを宿泊室3室ごとに1か所以上配置している	3				
	トイレは分散配置かつ車椅子対応されている	(分散配置され、半数以上が車椅子対応) 5	(いずれかに対応) 3			
	浴室が多方向からの介助が可能なスペースが確保されている	(3方向) 3	(2方向) 1			
	宿直室として使用可能な職員の休憩スペースを確保している	4				
	建材や内装材、及び備品等で地域材を利用して整備を行う ※地域材とは釧路市内の森林から産出された木材をいう。なお、地域材の利用を最優先とするが、調達が困難な場合は、近郊産木材や道産木材、森林認証材等の優先的利用に努める。	4				
施設整備、又は施設改修は、下記の条件に該当する業者が施工する ・市内に本店を有していること(釧路市で規定する地元扱い業者を含む)	5					
		60				

2、ヒアリング評価

選考基準		審査項目	配点
事業運営について	地域密着型サービス事業者としての基本方針	※家庭的な雰囲気づくりが見込まれるか	4
		※地域との関わり方や連携などが見込まれるか	
		※要介護状態でも、その人らしい日常生活を営むことができると見込まれるか	
	「住み慣れた地域で生活を継続するため」の取り組み策とその体制づくり	※なじみの関係づくりができるような取り組みが見込まれるか	4
		※どのような状況にあっても、その人の役割をもたせることができると見込まれるか	
		※それぞれの人生の生い立ちを解くための取り組みができると見込まれるか	
		※医療などとの関わりができると見込まれるか	
	「サービスの質の確保」のための取り組み策とその体制づくり	※利用者の望むサービスや必要なサービスを提供する取り組みが見込まれるか	4
		※身体拘束・虐待などに対して、どのように考えているか	
		※運営推進会議・家族会・情報開示、外部評価、自己評価などをどのように考えているか	
	適正な事業運営に向けた取り組み	※運営推進会議(定期巡回においては、介護・医療連携推進会議)の設定予定、構成メンバーはどのように考えているか	4
		※推進会議の結果を十分に反映させることが見込めるか	
※情報開示の方法についてどう考えているか			
※外部評価や自己評価の取り組みはどのように考えているか			
施設整備について	「当該圏域でサービスを提供すること」の理由と意義	※当該地域の現状をどのように、どれほど把握し決定したか	4
		※当該地域の資源を把握しているか、またその活用を考え決定したか	
		※事業者として地域との連携など必要であるが、開設前から取り組みを実施しているか	
	施設や提供サービスなどにおける特色・特長	※提供サービスにおける特色・特長はあるか	4
		※建物における特色・特長はあるか(地域材利活用等)	
		※消防設備など防災に対する対応ができているか	
地域との連携について	「どのように地域と関わっていくか」ということについての考え方(地域貢献度)	※事業者として当該地域との関わり方、連携が見込まれるか	4
		※地域の核となるために、集まる場所の役割を果たせるか	
		※町内会や近隣の施設などを活用した、活動計画が見込まれるか	
	地域福祉の向上に寄与するための自主事業計画等の取り組み	※地域福祉の向上のために必要なことは何と考えているか	4
		※福祉事業などを利用するなどの考え方はできているか	
職員体制について	人員基準を満たすための取り組み	※人員基準の確保のための取り組みはできているか	4
		※経験者の雇用や、基準と人員配置との間に余裕はあるか	
		※子育て中の方に対する就労支援策はあるか	
	法人における人材確保と人材育成に対する考え方	※職場の環境づくり(職員に対するケア、フォロー、意欲向上、意識の向上、離職防止)は見込まれるか	4
		※職員の質の向上やスキルアップのための研修計画は策定されているか	
		※代表者、管理者等の資格要件は満たしているか	
			40